

学校法人同志社評議員の報酬等規程

2025年3月29日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人同志社寄附行為第60条第1項の規定に基づき、学校法人同志社評議員（以下「評議員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、評議員の報酬等とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この評議員の報酬等には、同志社給与規程に基づき学校法人同志社（以下「この法人」という。）の教職員に対して支給されるものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対する報酬の金額は、年額6万円とする。

2 評議員には、退任時に慰労金は支給しない。

(就任、退任時等の報酬等)

第4条 年の途中における就任、退任又は解任の場合の評議員に対する報酬等の金額は、年額6万円を月割りによって計算する。

2 月の途中における就任、退任又は解任の場合の評議員に対する報酬等の金額は、その月の総日数を基礎として、日割りによって計算する。

3 前項の規定にかかわらず、死亡による退任の場合は、その月分を全額支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬等は、全額を通貨で評議員に直接支給する。ただし、法令に定めるものは控除する。

2 前項の報酬等は、原則として本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 評議員に対する報酬等は、毎年7月1日から翌年6月30日までの12か月分を、翌年7月25日（金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日。以下同じ）に一括して支給する。

2 評議員が当年6月30日までに就任する場合は、就任日から当年6月30日までの分を当年7月25日に支給する。

3 評議員が当年7月1日から翌年6月30日までに退任する又は解任される場合は、退任日又は解任日の翌月25日に、当年7月から退任日の属する月までの月数分（ただし、第4条第2項により、退任日又は解任日の属する月は当該日までの日割りとする。）を一括して支給する。

(旅費)

第7条 評議員には、評議員会への出席に対し、報酬等とは別に旅費規程に準じて、旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。ただし、教職員において旅費規程上の通勤手当と交通費の乗車区間が重複する場合は、その区間の交通費は支給しない。

(端数の処理)

第8条 報酬等の計算に関し円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、法人部法人事務部法人事務室が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 2025年3月31日までに評議員に就任し、同年4月1日時点で継続して評議員に就任している者及び2025年定時評議員会の終結の時から前任者の補欠の評議員として選任された者については、その退任時又は解任時に慰労金として10万円を支給することとし、第3条第1項に規定する年額報酬を支給しない。ただし、在任期間が1年未満の場合は、慰労金はその2分の1とする。
- 3 前項の評議員が重任された場合は、その重任直前の任期満了時に前項に基づく慰労金を支給した上で、その後は第3条第1項に規定する年額報酬を支給するものとし、慰労金は支給しない。